

経営者の皆さん

労使間トラブルでお困りのことはありますか？

団体交渉が紛糾して進まない

突然知らない組合から要求書が届いた

会社で把握していない多額の残業代を請求された



県にお気軽にご相談ください



無料！
秘密厳守！
手続き簡単！

詳しくは裏面へ



トラブルの相手に応じて2つの窓口



労働組合とのトラブル



従業員個人とのトラブル

窓口1

県の労働委員会が
経営者と組合双方のお話を伺い、
あっせん（歩み寄りを支援）します

窓口2

県の労働者支援事務所が
お話を伺い助言します

労働委員会は、労使間のトラブルの円満で迅速な解決に向けて、あっせんや不当労働行為※の審査等を行う県の機関です



労働者支援事務所は、県内の経営者、従業員の皆さんの労務管理、労働問題のご相談を受けつけています



法の専門家、ベテランの経営者、組合役員等から成る委員が、双方のお話を丁寧に伺い、あっせん案を示し、円満な解決を図ります

使用者側の委員は、その豊富な人事・労務経験を活かして、現実的な着地点を示すなど、経営者の皆さんにアドバイスします

助言だけで解決できない場合は、労働者支援事務所の職員によるあっせんもできます

労働者支援事務所と相談の結果、さらに専門的な調整が必要と判断される場合、**労働委員会の委員によるあっせん**も事務所を通じて申し込めます

※不当労働行為とは、組合活動を理由とする不利益の取扱い、団交拒否等のことで、使用者によるこれらの行為は法によって禁止されています。

窓口1

福岡県労働委員会

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎7階

(JR吉塚駅から徒歩3分)

(地下鉄馬出九大病院前駅から徒歩7分)

電話 092-643-3980

cchosei@pref.fukuoka.lg.jp

※詳細は福岡県労働委員会の
ホームページへ

窓口2

福岡労働者支援事務所

福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎5階

電話 092-735-6149

北九州労働者支援事務所

北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4階

電話 093-967-3945

筑後労働者支援事務所

久留米市合川町1642番地の1 久留米総合庁舎1階

電話 0942-30-1034

筑豊労働者支援事務所

飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎別館2階

電話 0948-22-1149

※詳細は福岡県労働者支援事務所のホームページへ

